

令和7年度
償却資産（固定資産税）の申告のお願い
生 駒 市

令和6年12月

事業者の皆様へ

平素は、生駒市の税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の償却資産（固定資産税）の申告時期になりました。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在において所有されている生駒市内に所在する償却資産について、法定の期限までに申告していただくことになっております。

この冊子をご覧ください、申告書等を作成の上、下記の期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

提 出 期 限

令和7年1月31日（金）

ご提出先・お問合せ先

生駒市役所 課税課 償却資産担当（家屋係）

奈良県生駒市東新町8番38号（窓口は、生駒市役所（本庁）1階14番です。）

〒630-0288 TEL 0743-74-1111（内線7149）

受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分となっています。

【お願い】

- ・「償却資産申告書」には押印欄がありますが、押印は不要です。
- ・郵送による申告で、控えに受付印が必要な場合は、返送先の住所・氏名（名称）を記入した返信用封筒（必ず、必要な額面の切手を貼ってください。）を同封してください。
返信用封筒に切手が貼られていない場合は、控えをお送りすることができませんので、ご注意ください。

生駒市イメージキャラクター たけまるくん



- ・生駒市公式ホームページでは、エクセル形式の「償却資産申告書」・「種類別明細書」をダウンロードしていただけますので、必要な方は、生駒市 償却資産 で検索をお願いします。

（切り取って宛名ラベルとしてご利用ください。）

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市役所 課税課

家屋係（償却資産担当） 行

償却資産申告書在中

償却資産に対する固定資産税について

- ・土地及び家屋だけでなく、「償却資産」も固定資産税の対象となります。
- ・償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在（「賦課期日」といいます。）生駒市内において所有されている償却資産を生駒市長に申告していただき、申告内容に基づいて本市で評価し、税額を計算して納付していただくものです。

申告していただく事業者様へ

- ・申告していただく方や申告の方法については、1～2ページをご覧ください。
- ・「償却資産申告書」と「種類別明細書」の記入例については、3～6ページをご覧ください。
 - ◆前年度以前に申告された方の記入例……3～4ページ（記入例①・記入例②）
 - ◆初めて申告される方の記入例……5～6ページ（記入例③・記入例④）
- ・償却資産に関する説明、申告対象、国税の取扱いとの違いについては、7～12ページをご覧ください。
- ・固定資産税の課税に関する説明については、13～15ページをご覧ください。
- ・償却資産の具体例については、16ページをご覧ください。

◆償却資産を所有されていない方、市外に転出された方、廃業された方へ

- ・償却資産を所有されていない方、転出（市内の事業所や店舗の廃止）や廃業等により全資産が減少した方も、資産状況の把握のため、その旨の申告をお願いします。
- ・申告の方法については、1ページをご覧ください。

その他

- ・申告書類（償却資産申告書・種類別明細書）の提出は、郵送、電子申告（eLTAX）又は市役所窓口への直接提出をお願いします。
- ・生駒市公式ホームページにも償却資産の申告に関することを掲載しています。申告書等の必要書類も同ホームページからダウンロードしていただけます。また、eLTAXに関することも掲載していますので、ご覧ください。→ [生駒市 固定資産税](#) で検索をお願いします。

（目次）

1 申告していただく方	1ページ
2 申告の方法（申告書等の作成・提出書類）	1～6ページ
記入例①②	3～4ページ
記入例③④	5～6ページ
3 償却資産とは	7ページ
4 申告の対象となる資産	8～12ページ
5 償却資産の評価・税額等の算出の方法等	13ページ
6 課税標準の特例について	13～14ページ
7 非課税について	14ページ
8 納期、実地調査等	14～15ページ
参考資料	15～17ページ
種類別明細書（予備）	

1 申告していただく方

- ・申告していただく方は、令和7年1月1日現在において、生駒市内に償却資産を所有されている方です。
 - ・特定附帯設備（→11ページに説明があります。）については、取り付けたテナントの方を所有者とみなして課税されますので、テナントの方が償却資産の申告をしてください。
 - ・リース資産（借用資産）については、9ページをご覧ください。
 - ・所有権留保付売買に係る償却資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ・共有で償却資産を所有されている場合は、「代表者名+他の共有者の人数」で申告してください。（→所有者欄の記入例：「償却太郎外2名」）また、申告書の「18 備考」欄に他の共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

2 申告の方法（申告書等の作成・提出書類）

◆前年度以前に申告された方の場合

- ・お送りした「償却資産申告書」及び「種類別明細書」（同じ内容のもの2部（提出用・控え用））には、令和6年度の申告内容が印字されています。
- ・印字された内容を基にして、令和7年1月1日現在において所有されている生駒市内に所在する償却資産について申告をお願いします。
- ・電子申告などにおいて、種類別明細書（全資産用）で申告される場合において減少資産があるときは、種類別明細書（減少資産用）も添付していただけるようご協力をお願いします。

申告していただく方	申告していただく内容	提出していただく書類
資産の増加又は減少があった方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産について記入してください。 (3～4ページの「記入例①、②」をご覧ください。)	償却資産申告書 種類別明細書
資産の増加も減少もなかった方	新たに申告していただく償却資産はありませんので、申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。 (3ページの「記入例①」をご覧ください。)	償却資産申告書 種類別明細書
廃業、解散、移転、合併等により <u>全ての償却資産が減少した方</u>	申告書の「18 備考」欄に事由等を記入してください。 (例)「令和6年6月廃業により全資産除却」、「令和6年7月生駒市内の事業所(店舗)を廃止」など	償却資産申告書のみ

◆初めて申告される方の場合

- ・白紙の「償却資産申告書」及び「種類別明細書」をお送りしていますので、令和7年1月1日現在において所有されている生駒市内に所在する償却資産についてご記入の上、申告をお願いします。

申告していただく方	申告していただく内容	提出していただく書類
償却資産を <u>所有されている方</u>	令和7年1月1日現在において所有されている生駒市内に所在する <u>全ての償却資産</u> について記入してください。 (5～6ページの「記入例③、④」をご覧ください。)	償却資産申告書 種類別明細書
償却資産を <u>所有されていない方</u>	令和7年1月1日現在において償却資産を所有されていない場合は、申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。	償却資産申告書のみ (マイナンバーの記入は、不要です。)

■取得価額を記入していただく際の留意点（種類別明細書の「取得価額」の欄）

- ・取得価額は、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額とされています。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その用途に供するために直接要した費用の額も含め、償却資産を取得するために支出した金額を取得価額としてご記入ください。
- ・圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。
- ・事業専用割合による取得価額のあん分は、固定資産税の評価上、認められていませんので、その資産の取得価額の全額を記入してください。
- ・取得価額の算定に当たっての消費税については、税務上採用している経理方法により申告してください。（税込経理方式の場合は税込価額を、税抜経理方式の場合は税抜価額を申告してください。）

■個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入について

- ・償却資産申告書には、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入が必要です。
- ・償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の方は13桁の法人番号の記入をお願いします。
- ・お渡しした申告書に「※」が印字されている場合は、これまでの申告により有効に個人番号等を取得できた方ですので、記入は不要です。
- ・個人番号を記入した申告書を提出される際には、マイナンバー法により本人確認が必要となりますので、次に掲げる本人確認資料（番号確認資料・身元確認資料）をご用意ください。郵送による申告の場合は、本人確認資料の写し（代理権確認資料については、原本）を添付してください。
 ※法人番号を記入した申告書については、本人確認資料の添付・提示の必要はありません。
 ※eLTAX（エルタックス）により電子申告される場合は、本人確認資料の添付の必要はありません。

○本人が申告書を提出する場合（例）

番号確認資料		身元確認資料
いずれか1つ ・個人番号カード（以下「マイナンバーカード」）（裏面） ・住民票（個人番号が記載されたもの）の写し ・通知カード	+	いずれか1つ ・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証

○代理人が申告書を提出する場合（例）

本人の番号確認資料		代理人の身元確認資料		代理権確認資料
いずれか1つ ・本人のマイナンバーカード（両面）の写し ・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）の写し ・本人の通知カードの写し	+	いずれか1つ ・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票	+	いずれか1つ ・税務代理権限証書（税理士） ・委任状

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き利用いただけます。

記入例 ① ■前年度以前に申告された方（※既に印字されている欄があります。）

(7) 「*」が印字されている場合は、記入不要です。
★個人番号（マイナンバー）を記入していただいた場合は、本人確認資料が必要になりますので、2ページをご覧ください。

(12) 該当する方を○で囲んでください。

(1) 住所変更がある場合は、線で消し、変更後の住所を記入してください。電話番号の記入もお願いします。

(2) 社名変更等があった場合は、「備考」欄に新社名や経緯を記入してください。屋号や店名があれば記入してください。

(3) 前年度分までの申告に基づき、申告済みの資産について種類ごとに取得価額の合計額を印字しています。過去に申告もれがあった資産を今回申告された場合は、金額の訂正をしてください。

(4) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください。
★「種類別明細書」で削除した資産の取得価額の合計額と一致していることを確認してください。

(5) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に取得した資産（増加した資産）の取得価額を種類別に記入してください。
★「種類別明細書」で追加して記入した資産の取得価額の合計額と一致していることを確認してください。
★増加事由が「移動による受け入れ」の場合は、この欄への記入になります。
★過去に申告もれがあった資産を今回申告される場合は、「前年前に取得したもの（イ）」の欄への記入になります。

(6) 令和7年1月1日現在において所有されている全資産の取得価額を記入してください。
★（イ）欄の金額 - （ロ）欄の金額 + （ハ）欄の金額となります。

(8) 生駒市内での事業内容が分かるように具体的に記入してください。

(9) 生駒市内で事業を開始した年月を記入してください。

(10) 直接応対していただける方の氏名・電話番号を記入してください。

受付印	令和 7 年 1 月 20 日	令和 7 年度	★押印は不要です。		債却資産申告書（償却資産課税台帳）		※所有者コード		10000000
所 1	(ふりがな) 住所 又納税通知書送付先	630-0288 いごまし ひがしひんまち 奈良県生駒市東新町8番38号 (電話 0743-74-1111)	(7)	3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
有 2	(ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	いごましやくしよざいさくしよ 株式会社 生駒市役所製作所 代表取締役 〇〇〇〇 (屋号)	(8)	4 事業種目 (資本金等の額)	〇〇〇製造業 (75 百万円)	9 増加償却の届出	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
者 (2)			(9)	5 事業開始年月	平成25年 3 月	10 非課税該当資産	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
			(10)	6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 生駒一郎 (電話 0743-74-1111)	11 課税標準の特例	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
			(11)	7 税理士等の氏名	〇〇税理士事務所 税理士 〇〇〇 (電話 000-00-0000)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
						13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法	(12)	有 ・ 無
						14 青色申告	有 ・ 無	(12)	有 ・ 無
資産の種類	取	得	価	額		15 市(区)	① 生駒市東新町8-38	(13)	② 生駒市東新町1-3
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		町村内における事業	③ (太陽光発電設備)	(13)	④ 生駒市〇〇町〇〇番地
1 構 築 物	100,000	100,000	200,000	200,000		所等資産所在地		(13)	
2 機 械 及び 装 置	10,700,000	400,000		10,300,000				(13)	
3 船 舶	(3)	(4)	(5)	(6)				(13)	
4 航 空 機								(13)	
5 車 両 及び 運 搬 具								(13)	
6 工 具、器 具 及び 備 品	320,000 150,000		860,000	1,180,000		16 借用資産	貸主の名称等	(14)	東新町リース株式会社 (06-000-0000)
7 合 計	11,120,000 10,950,000	500,000	1,060,000	11,680,000		(有 ・ 無)		(14)	
	資産の種類	※ 評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)		17 事業所用家屋の所有区分	(15)	自己所有 ・ 借家	
1 構 築 物						18 備考（添付書類等）	◆この申告に必要な事項や償却資産の評価に参考となる事項があればここに記入してください。 ◆会社の合併・分割等があった場合は、その内容、合併・分割等のあった日などの経緯等を記入してください。		
2 機 械 及び 装 置						■資産の増減がなかった方 ・(ロ)欄及び(ハ)欄の記入は不要です。 ・(ニ)欄は、(イ)欄と同じ金額を記入してください。 ・「18備考」欄に、「増減なし」と記入してください。			
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車 両 及び 運 搬 具									
6 工 具、器 具 及び 備 品									
7 合 計									

(11) この申告を税理士等に委託された場合にのみ記入してください。

(13) 申告された資産の所在地（生駒市内）を記入してください。資産の所在地が所有者欄の住所と異なる場合は、必ず記入してください。

(14) 該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称・連絡先も記入してください。

(15) 該当する方を○で囲んでください。テナントで入居されている場合は、「借家」の方を○で囲んでください。

記入例 ②

■前年度以前に申告された方（※既に印字されている欄があります。）

◆資産の増減がなかった方は、記入していただく箇所はありませんので、内容をご確認の上、「提出用」を提出してください。

※所有者コード		※		令和 7 年度		所有者名		1枚のうち					
10000000				種類別明細書（増加資産・全資産用）		株式会社 生駒市役所製作所		1枚目					
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例	※課税標準額	増加事由	摘要
1	5		看板	1	H25. 3	100,000	10	0.794				1・2 3・4	R6.8月除却
2	11		〇〇〇〇製造設備	1	H30. 10	6,500,000	7	0.72				1・2 3・4	
3	7		ベルトコンベア	2	H25. 3	2,200,000	7	0.72				1・2 3・4	R6.10月一部除却
4	10		太陽光発電設備	1	H29. 8	3,000,000	17	0.873				1・2 3・4	
5	12		応接セット	1	R2. 3	150,000	5	0.631				1・2 3・4	
6	1		看板	1	R6. 10月	200,000	10					1	申告もれ
7	6		ノートパソコン	1	R5. 5月	170,000	4					1	
8	6		ルームエアコン	2	R6. 5月	360,000	6					1	
9	6		冷蔵庫	1	H31. 2月	500,000	6					3	R6. 7月天理店から移動
10													
11													
12													
小計				7		11,680,000							

■「資産の減少」の場合

- 減少した資産を線で消してください。
- 右端の「摘要」欄に減少した事由とその年月を記入してください。

■「資産の一部減少」の場合

- 該当する資産の数量及び取得価額を修正してください。
- 右端の「摘要」欄に一部減少した事由とその年月を記入してください。

■「資産の増加」の場合

- 取得した資産を空いている行に記入してください。
- 記入していただく欄は、次のとおりです。
 - 資産の種類
 - 資産の名称等
 - 数量
 - 取得年月
 - 取得価額
 - 耐用年数
 - 増加事由
- 資産コードの記入は、不要です。

(1) 資産の種類
(種類の番号)

1：構築物
2：機械及び装置
3：船舶
4：航空機
5：車両及び運搬具
6：工具、器具及び備品

(2) 資産の名称等

- 資産の内容が分かるように記入してください。商品名のみや型番のみの記入は、なるべく避けてください。

(3) 数量

- 型式や性能が同一でも、取得年や取得価額が異なるものは、分けて記入してください。

(4) 取得年月

■中古品取得の場合

- 新しい所有者（申告者）が中古で取得したときの年月を記入してください。

■移動による受け入れ（生駒市外にある自社の事業所から資産を生駒市内の事業所に移動させてきた場合など）の場合

- 当初の取得年月を記入してください。

(5) 取得価額

- 中古品取得の場合は、新しい所有者（申告者）が中古で取得した価額を記入してください。

(6) 耐用年数

- 法人税法又は所得税法における法定耐用年数を記入してください。

(7) 増加事由

- 欄外にある増加事由のコード番号から該当する番号を選んで記入してください。

■申告もれの場合

- 過去の申告において申告もれのあった資産を今回申告される場合は、「申告もれ」と記入してください。

◆その他

- 耐用年数が経過して減価償却が終了した資産でも、事業で使用されているものについては申告の対象になりますので、減少させないでください。

記入不要です。

記入不要です。
(電算処理方式による申告を行う方は、記入してください。)

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他 いずれかに○印を付けてください。

記入例 ③ ■初めて申告される方

(※この記入例は、令和6年7月から事業を始められた方の例です。)

(3) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記入してください。
★個人番号(マイナンバー)を記入していただいた場合は、本人確認資料が必要になりますので、2ページをご覧ください。

(8) 該当する方を○で囲んでください。

- (1) 電話番号の記入をお願いします。
- (2) 屋号や店名があれば記入してください。
- (4) 生駒市内での事業内容が分かるように具体的に記入してください。
- (5) 生駒市内で事業を開始した年月を記入してください。
- (6) 直接応対していただける方の氏名・電話番号を記入してください。
- (7) この申告を税理士等に委託された場合にのみ記入してください。
- (9) 申告された資産の所在地(生駒市内)を記入してください。資産の所在地が所有者欄の住所と異なる場合は、必ず記入してください。
- (10) 該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称・連絡先も記入してください。
- (11) 該当する方を○で囲んでください。テナントで入居されている場合は、「借家」の方を○で囲んでください。
- (12) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に取得した資産(増加した資産)の取得価額を種類別に記入してください。
- (13) 令和7年1月1日現在において所有されている全資産の取得価額を記入してください。
★この記入例の場合は、(ハ)の欄の金額と同額になります。
★「種類別明細書」で記入した資産の取得価額の合計額と一致していることを確認してください。

受付印	令和7年1月20日	令和7年度	償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	
★押印は不要です。				この欄は、記入不要です。		
所	1 (ふりがな) 住所又は納税通知書送付先	630-0288 いこまし ひがしんまち しやくしよびる 奈良県生駒市東新町8番38号 市役所ビル102 (電話 0743-74-1111)	(3)	3 個人番号又は法人番号	123456789012	8 短縮耐用年数の承認
有	2 (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	しょうきやく たろう 償却 太郎 (屋号 生駒市役所洋菓子店)	(4)	4 事業種目(資本金等の額)	洋菓子の製造販売 (百万円)	9 増加償却の届出
者			(5)	5 事業開始年月	令和6年7月	10 非課税該当資産
			(6)	6 この申告に回答する者の係及び氏名	償却 太郎 (電話 0743-74-1111) OO税理士事務所 税理士 0000 (電話 000-00-0000)	11 課税標準の特例
			(7)	7 税理士等の氏名		12 特別償却又は圧縮記帳
						13 税務会計上の償却方法
						14 青色申告
資産の種類	取	得	償	額		15 市(区) 町村内に おける事業 所等資産の 所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)		① 生駒市東新町8-38-102
1 構 築 物			2,700,000	2,700,000		②
2 機 械 及び 装 置			3,000,000	3,000,000		③
3 船 舶			(12)	(13)		(9)
4 航 空 機						
5 車 両 及び 運 搬 具						
6 工 具、器 具 及び 備 品			800,000	800,000		16 借用資産
7 合 計			6,500,000	6,500,000		(10) 貸主の名称等
						(有)・無
						東新町リース株式会社 (06-000-0000)
						17 事業所用家屋の 所有区分
						(11) 自己所有 借家
						18 備考(添付書類等)
						◆この申告に必要な事項や償却資産の評価に参考となる事項があればここに記入してください。

記入例 ④ ■初めて申告される方

(1) 資産の種類
・取得した資産の種類
の番号を記入してくだ
さい。

(種類の番号)
1：構築物
2：機械及び装置
3：船舶
4：航空機
5：車両及び運搬具
6：工具、器具及び備品

(2) 資産の名称等
・資産の内容が分かるよ
うに記入してください。
商品名のみや型番のみ
の記入はなるべく避け
てください。

(3) 数量
・数量を記入してくだ
さい。型式や性能が同
一でも、取得年や取得
価額が異なるものは、分
けて記入してください。

(4) 取得年月
・取得年月を記入してく
ださい。

■中古品取得の場合
・新しい所有者（申告者）が中古で取得
したときの年月を記入してください。

■移動による受け入れ（生駒市外にある
自社の事業所から資産を生駒市内の事
業所に移動させてきた場合など）の場
合
・当初の取得年月を記入してください。

(5) 取得価額
・取得価額を記入してく
ださい。
・中古品取得の場合は、新しい
所有者（申告者）が中古で取
得した価額を記入してくだ
さい。

(6) 耐用年数
・法人税法又は所得税法に
おける法定耐用年数を記
入してください。

(7) 増加事由
・欄外にある増加事由のコード番号か
ら該当する番号を選んで記入してく
ださい。なお、1行目にはコード番
号が印字されていますので、該当す
る番号を○で囲んでください。

記入不要です。

記入不要です。
（ただし、電算処理方式による
申告を行う方は、記入してくだ
さい。）

※所有者コード		※		令和 7 年度										所有者名		7 枚のうち	
				種類別明細書（増加資産・全資産用）										償却 太郎		7 枚目	
行 番 号	資産 の 種類	資産 コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	※課税標準の 特例 率	※課税標準 コード	※課税標準額	増 加 事 由	摘 要			
1	1		看板	1	R6. 7月	200,000	10						1	2			
2	1		店舗内装工事	1	R6. 7月	2,500,000	15						1				
3	2		〇〇製造設備	1	R6. 7月	3,000,000	10						1				
4	6		陳列ケース	1	R6. 7月	200,000	6						1				
5	6		冷蔵庫	1	R6. 7月	250,000	6						1				
6	6		ノートパソコン	1	R6. 10月	150,000	4						1				
7	6		レジスター	1	R6. 7月	200,000	5						2				
8	(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)						(7)				
9																	
10																	
11																	
12																	
小 計						6,500,000											

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他 いずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一 提出用

3 償却資産とは



ぜひ、ここを読んでね!

■償却資産とは

- ・会社や個人の方が事業を営むために所有されている構築物、機械、器具、備品などの資産が「償却資産」に該当します。
- ・地方税法では、次の①から④までの要件を備える資産が固定資産税の課税対象となる「償却資産」になります。(地方税法第341条第4号)
 - ① 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること。
 - ◆土地及び家屋のほか、繰延資産(創立費、開業費、開発費等)や棚卸資産(商品、貯蔵品等)も償却資産に該当しません。
 - ② 無形減価償却資産でないこと。
 - ◆ソフトウェア、営業権、商標権、特許権、鉱業権、漁業権などは、償却資産に該当しません。
 - ③ その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)であること。
 - ④ 自動車税の種別割の課税客体である自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体である軽自動車、原動機付自転車等でないこと。
 - ◆自動車や軽自動車などは、償却資産に該当しません。
- ・償却資産の具体例については、16ページの表をご覧ください。

【補足説明】

①の「事業の用に供すること」について

- ・「事業」とは、一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。そのため、いわゆる公益法人の行う活動についても事業に該当します。
- ・「事業の用に供する」とは、「事業を行う上で、使用(利用)する」という意味です。家庭専用として使用している資産や棚卸資産(商品、貯蔵品等)は、該当しません。ただし、一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合は、事業用の使用割合が小さくても、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

③の「政令で定める資産」について

- ・地方税法施行令第49条に規定されている資産(少額の減価償却資産・一括償却資産・少額のリース資産)になります。これに該当する資産は、償却資産の対象から除かれますので、8~9ページもご覧ください。

4 申告の対象となる資産

◎令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)及び(2)の要件を満たすものが申告の対象となります。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、税務会計上、減価償却の対象となるもの

・なお、次に掲げる資産も令和7年1月1日現在において事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

ア 償却済資産(耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産)

イ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

ウ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)

エ 建設仮勘定で経理されている資産

オ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

カ 福利厚生のために供する資産

キ 赤字決算等のために減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産

ク 改良費(資本的支出:新たな資産の取得として本体とは区分してください。)

ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

減価償却が終わっていてもその資産がある限り申告対象になります!



(2) 耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産

・申告対象の区分については、次のとおりです。10万円未満の資産でも申告の対象になるものがありますのでご注意ください。

○個人の場合

取得時期	取得価額	税務会計上の処理(国税)	固定資産税の取扱い
平成11年1月1日以後に取得した資産(注)	10万円未満	必要経費算入 (所得税法施行令第138条)	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	一括償却資産の3年償却 (所得税法施行令第139条)	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

○法人の場合

取得時期	取得価額	税務会計上の処理(国税)	固定資産税の取扱い
平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産(注)	10万円未満	損金算入 (法人税法施行令第133条)	申告対象外
		一括償却資産の3年償却 (法人税法施行令第133条の2)	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	一括償却資産の3年償却 (法人税法施行令第133条の2)	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

(注) 令和4年4月1日以後に取得した資産のうち、貸付け(主要な事業として行われる貸付けは除かれます。)の用に供したものは、この表の「必要経費算入」・「損金算入」・「一括償却資産の3年償却」の処理ができず、減価償却になります(令和4年度税制改正)。その場合は、償却資産の申告対象になりますので、ご注意ください。

※取得時期がこの表にない資産については、別途お問い合わせください。

※「一括償却資産の3年償却」は、取得価額が20万円未満(個人の場合は、10万円以上20万円未満)の減価償却資産を事業の用に供した場合において、全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額を3分の1ずつ3事業年度(個人の場合は、3年間)で所得の計算上損金(個人の場合は、必要経費)に算入することができる税務会計上の制度です。

■リース資産（借用資産）について

- ・リース資産は、その契約の内容により、貸主の方に申告していただく場合と、借主の方に申告していただく場合とがあります。申告していただく方の区分は、大きく分類すると次のようになります。

リース資産（借用資産）の区分	申告していただく方
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティングリース等）	貸主（リース会社等）
実際の売買に当たるようなリース契約に係る資産 （所有権移転ファイナンス・リース等）	原則として借主

※「所有権移転外ファイナンス・リース」について、平成20年4月1日以後に契約を締結したものは、国税において売買取引として取り扱うようになりましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおり所有者である貸主の方が申告する必要があります。

◆少額のリース資産について

- ・平成20年4月1日以後に締結されたリース契約に係る資産のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、その所有者が取得した際における取得価額が20万円未満のものは、申告の対象外です。（地方税法施行令第49条ただし書）

■少額の減価償却資産等の取扱い

- ・少額の減価償却資産等については、固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）で、次のような違いがあります。

資産の区分	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
■少額の減価償却資産 （取得価額が10万円未満の資産又は使用可能期間が1年未満の資産）（注1）	一時に損金又は必要経費に算入したものは、課税対象外です。 （申告対象外）	【法人の場合】 一時に損金算入が可能 （法人税法施行令第133条） 【個人の場合】 必要経費に算入 （所得税法施行令第138条）
■一括償却資産 （取得価額が20万円未満（個人の場合は、10万円以上20万円未満）の減価償却資産）（注1）	一括償却資産の3年償却をしたものは、課税対象外です。 （申告対象外）	一括償却資産の3年償却（3年間で損金又は必要経費に算入）が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
■即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産）（注1）	課税対象になります。 申告対象	取得価額に相当する金額を損金又は必要経費に算入（中小企業者等の少額資産特例）が可能（注2） （租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）

（注1）令和4年4月1日以後に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われる貸付けは除かれます。）の用に供したものは、それぞれの対象資産の範囲から除かれますので、ご注意ください（令和4年度税制改正）。

（注2）「中小企業者等の少額資産特例」は、青色申告者である中小企業者等の方が平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合（平成18年4月1日以後は、取得価額の年間総額300万円までが上限）、その全額を損金又は必要経費に算入できる税務会計上の制度です。なお、取得価額が10万円未満でこの特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

■ 国税の取扱いとの主な違い

・固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では、次のような違いがあります。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率 ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同率	一般の資産については、定率法・定額 法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 （注2）	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却（注3）	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
耐用年数の短縮（注4）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出） （注5）	区分評価（改良を加えられた資産と改 良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

（注1）「圧縮記帳」とは、国庫補助金等により資産を取得した場合に、当該資産の価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とする制度です。固定資産税（償却資産）では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

（注2）「特別償却・割増償却」とは、特定の償却資産を取得して事業の用に供した場合に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を償却することができる制度です。固定資産税（償却資産）では特別償却・割増償却は認められていません。

（注3）「増加償却」とは、機械及び装置の使用時間が通常の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加させる制度です。

◆増加償却の適用を受けた資産がある場合は、所轄税務署長に提出した届出書の写しを提出してください。

（注4）「耐用年数の短縮」とは、一定の事由に該当するため資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなった場合に、所轄国税局長の承認を得て、未経過使用可能期間を耐用年数とみなして早期に償却できる制度です。

◆耐用年数の短縮の適用を受けた資産がある場合は、所轄国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

（注5）「改良費（資本的支出）」とは、取付けや取替え等により減価償却資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をさせるために支出された金額をいいます。なお、あらかじめ見積もられた使用可能期間にその能力を維持させるために支出された金額は、「修繕費」となります。平成19年度税制改正により国税における取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

■償却資産と家屋の区分

- ・家屋に取り付けられている建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備など）は、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して取り扱うものがあります。

◆「家屋」とは、土地に定着して建てられ、屋根及び周壁等がある建造物であり、その目的とする用途（居住、作業、貯蔵等）に供することができる状態にあるものをいいます。

・自己所有の家屋に取り付けられた建築設備について

- ・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものは、家屋に含めて評価されます。（埋込式エアコン、室内の照明設備など）

- ・次に掲げるものは、償却資産として取り扱います。

- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、ルームエアコンなど）
- ・取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（本体が天井部分に届いていないパーテーションなど）
- ・屋外に設置されているもの（屋外に設置された電気の配線やガス・水道の配管など）
- ・特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場における生産用の動力配線などの電気設備や配管設備、病院やホテルの厨房設備など）

- ・償却資産と家屋の区分の一般的な例示は、17ページの表をご覧ください。

・「特定附帯設備」について（テナントの場合）

- ・賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた内装・造作及び建築設備等のことを「特定附帯設備」といい、特定附帯設備については、取り付けたテナントの方を所有者とみなして課税されます。（地方税法第343条第10項及び生駒市税条例第61条第8項）



家屋と償却資産との区分にはご注意ください！

店舗・事務所の内装や建築設備は、その店舗・事務所が自己所有か、テナントかで、償却資産に当たる場合と、当たらない場合があります！

■太陽光発電設備について

- ・申告の対象となる太陽光発電設備は、次のとおりです。

設置者	太陽光発電設備の区分	
	発電出力が10kW未満のもの	発電出力が10kW以上のもの
個人（住宅用）	売電事業用の設備にはなりませんので、償却資産の申告対象ではありません。	売電事業用の設備になりますので、 <u>余剰売電又は全量売電をされている場合は、償却資産の申告対象になります。</u>
個人（事業用） 法人	事業用になりますので、 <u>売電（余剰売電・全量売電）をされているか否かにかかわらず、償却資産の申告対象になります。</u>	

- ・太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、電力量計などが申告の対象になります。フェンス等の構築物を設置されている場合は、当該フェンス等も申告の対象になります。
- ・家屋として固定資産税の課税対象となる建材型の太陽光パネルなどは、申告の必要はありません。

■大型特殊自動車について

- ・ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの特殊自動車については、全てのものが償却資産として申告の対象になるわけではなく、大型特殊自動車に該当するものが償却資産として申告の対象になります。
- ・特殊自動車は、次のように大型特殊自動車と小型特殊自動車に区分されます。

種類、構造等	特殊自動車の区分
(一般用・建設用) ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど	■<u>大型特殊自動車</u> → <u>償却資産の申告対象です。</u> ・次の要件に1つでも該当するもの ①最高速度が時速15キロメートルを超える。 ②長さが4.7メートルを超える。 ③幅が、1.7メートルを超える。 ④高さ(ヘッドガード等を含む。)が2.8メートルを超える。 ■<u>小型特殊自動車</u> → <u>申告対象ではありません。</u> ・次の全ての要件に該当するもの ①最高速度が時速15キロメートル以下 ②長さが4.7メートル以下 ③幅が、1.7メートル以下 ④高さ(ヘッドガード等を含む。)が2.8メートル以下
(農耕作業用) <u>乗用装置を備えている次の車両</u> ・農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、草刈機など	■<u>大型特殊自動車</u> → <u>償却資産の申告対象です。</u> ・最高速度が時速35キロメートル以上のもの ■<u>小型特殊自動車</u> → <u>申告対象ではありません。</u> ・最高速度が時速35キロメートル未満のもの ※なお、乗用装置の無いものは、最高速度に関係なく、償却資産に該当し、申告対象になります。

※なお、ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車は、全て大型特殊自動車です。

フォークリフトやパワーショベルなどは、大型特殊自動車に当たるものだけが償却資産の対象になります。 「規格に注意してね!」



■美術品等について

- ・美術品等のように、時の経過によりその価値の減少しない資産は、法人税及び所得税において、減価償却資産に該当しないこととされ、固定資産税の課税対象になりません。
- ・なお、平成27年1月1日以後に取得した美術品等で、次に掲げるものは、法人税及び所得税において減価償却資産に該当するものとされ、固定資産税においても償却資産として申告の対象になります。
 - (1) 取得価額が1点100万円未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)
 - (2) 取得価額が1点100万円以上のものであっても、時の経過によりその価値の減少することが明らかなもの

5 償却資産の評価・税額等の算出の方法等

■評価額の算出方法

- ・償却資産の評価額は、取得時期（取得年月）、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	取得価額 × 減価残存率（前年中取得のもの） ・減価残存率＝1－減価率÷2
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × 減価残存率（前年前取得のもの） ・減価残存率＝1－減価率

※耐用年数に応じた減価残存率については、15ページの「減価残存率表」をご覧ください。

※初年度の評価額は、取得時期にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

※減価残存率は、小数点以下第4位を四捨五入します。

【評価額の最低限度】

- ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額になります。
（→「■国税の取扱いとの主な違い」（10ページ）もご覧ください。）

■課税標準額の算出方法

課税標準額 = 全資産の評価額の合計額（1,000 円未満切捨て）

※課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、その資産の評価額に特例割合を乗じて得た額を基にして課税標準額を算出します。

【免税点】

- ・償却資産の免税点は 150 万円となっているため、課税標準額が150 万円未満の場合は、固定資産税が課税されません。

■税額の算出方法

税額（100 円未満切捨て） = 課税標準額 × 税率1.4%

※生駒市の区域内に土地・家屋を所有されている場合は、土地・家屋・償却資産の全ての課税標準額を合算した額に税率1.4%を乗じて税額を算出します。

6 課税標準の特例について

- ・地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。
- ・該当する資産を所有されている方は、償却資産申告書の「11 課税標準の特例」欄の「有」を○で囲み、「18 備考」欄及び種別明細書の「摘要」欄に根拠法令の適用条項を記入していただき、併せて必要な添付書類の提出をお願いします。
- ・課税標準の特例の対象となる償却資産の一部を次に掲げていますので、ご参照ください。

対象資産	特例割合	添付書類	根拠規定(地方税法)
公共の危害防止施設等(汚水又は廃液処理施設)	1/2 (わがまち特例)	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し	附則第15条第2項第1号
公共の危害防止施設等(下水道除害施設)	4/5 (わがまち特例)	除害施設新設等届出書の写し	附則第15条第2項第5号
再生可能エネルギー発電設備(太陽光)	2/3 又は 3/4 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し	附則第15条第25項第1号又は第3号
再生可能エネルギー発電設備(風力)	2/3 又は 3/4 (わがまち特例)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	附則第15条第25項第1号又は第3号
再生可能エネルギー発電設備(地熱、バイオマス(木竹等以外))	2/3 又は 1/2 (わがまち特例)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	附則第15条第25項第1号又は第4号
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス(木竹等))	6/7 (わがまち特例)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	附則第15条第25項第2号
再生可能エネルギー発電設備(水力)	3/4 又は 1/2 (わがまち特例)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	附則第15条第25項第3号又は第4号
先端設備等に該当する機械装置等(従業員に対する賃上げ方針の表明なし)	1/2	先端設備等導入計画の認定書の写し、先端設備等導入計画の写し (※リース会社が申請する場合には、リース契約書の写し、公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し必要になります。)	附則第15条第44項
先端設備等に該当する機械装置等(従業員に対する賃上げ方針の表明あり)	1/3	同上の書類に加え、賃上げ方針を表明したことを証する書類の写しが必要になります。	附則第15条第44項

※特例の適用を受けるには、一定の要件(取得時期、資産要件等)を満たす必要があります。

※特例の適用期間が定められている場合があります。

※再生可能エネルギー発電設備については、出力によって特例割合が異なるものがあります。

※この表に掲げる資産以外にも特例の対象になるものがありますので、詳細については、課税課(償却資産担当)までお問い合わせください。

7 非課税について

- ・地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税になりますので、新たに非課税の申告をされる方は、事前に課税課までご連絡ください。

8 納期、実地調査等

■納期

- ・固定資産税の納税通知書は、4月上旬の送付を予定しています。納期は、第1期(4月末)、第2期(7月末)、第3期(11月末)、第4期(翌年の1月末)の4回となっています。
- ・期限を過ぎて申告書を提出いただいた場合、その時期によっては、償却資産課税分の納税通知書の送付が遅れ、納期の回数が減ることがありますのでご注意ください。

■申告内容の確認のための実地調査等について

- ・申告いただいた内容の確認等のため、地方税法第353条及び第408条の規定により電話による問合せや資料提供の依頼、実地調査などを行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

■賦課決定の遡及について

- ・申告内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合は、現年度分だけでなく、その資産の取得年の翌年度分まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、原則として最大5年度分)遡って課税することになります。
- ・過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期が1回となりますのでご注意ください。

ださい。

■申告をされなかった場合・虚偽の申告をされた場合について

- ・申告が必要な方が正当な理由がなく申告されなかった場合は、その者に対し、地方税法第386条及び生駒市税条例第84条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあります。
- ・虚偽の申告をされた場合、地方税法第385条第1項の規定により、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（両罰規定もありますのでご注意ください。）

■国税資料等の閲覧について

- ・申告をいただけなかった場合や申告された内容に疑義がある場合には、地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料（所得税又は法人税に関する書類）などの閲覧を行い、償却資産の内容を把握させていただくことができます。

■みなし課税について

- ・前年度以前に申告された方で今回申告いただけなかった場合は、過去の申告内容を基に償却資産を所有されているとみなして課税することになります。その場合でも、所有されている償却資産の正確な情報を把握するため、申告をしていただく必要があります。

参考資料

○減価残存率表（償却資産評価用）

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
2年	0.658	0.316
3年	0.732	0.464
4年	0.781	0.562
5年	0.815	0.631
6年	0.840	0.681
7年	0.860	0.720
8年	0.875	0.750
9年	0.887	0.774
10年	0.897	0.794
11年	0.905	0.811
12年	0.912	0.825
13年	0.919	0.838
14年	0.924	0.848
15年	0.929	0.858
16年	0.933	0.866
17年	0.936	0.873
18年	0.940	0.880

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
19年	0.943	0.886
20年	0.945	0.891
21年	0.948	0.896
22年	0.950	0.901
23年	0.952	0.905
24年	0.954	0.908
25年	0.956	0.912
26年	0.957	0.915
27年	0.959	0.918
28年	0.960	0.921
29年	0.962	0.924
30年	0.963	0.926
31年	0.964	0.928
32年	0.965	0.931
33年	0.966	0.933
34年	0.967	0.934
35年	0.968	0.936

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
36年	0.969	0.938
37年	0.970	0.940
38年	0.970	0.941
39年	0.971	0.943
40年	0.972	0.944
41年	0.972	0.945
42年	0.973	0.947
43年	0.974	0.948
44年	0.974	0.949
45年	0.975	0.950
46年	0.975	0.951
47年	0.976	0.952
48年	0.976	0.953
49年	0.977	0.954
50年	0.977	0.955
51年	0.978	0.956
52年	0.978	0.957

○償却資産の具体例（種類別） ※償却資産は、6種類に分類されます。

資産の種類		主な償却資産の例	
第1種	構築物	構 築 物	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋上看板等の広告設備など
		建物附属設備	・受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置など ・賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等（これらを「特定附属設備」といいます。11ページもご覧ください。）
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械装置（軽自動車税の課税対象となるものを除く。）、機械式駐車設備、太陽光発電設備（屋根材一体型のものを除く。）など	
第3種	船舶	ボート、遊覧船など	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車など（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く。）	
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、事務机、事務椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、ルームエアコン、各種工具、金型、プリンター、コピー機、自動販売機など	

○償却資産の具体例（業種別）

業 種	主な償却資産の例
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構工事（フェンス・植栽）、看板、外灯、LAN配線、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、パソコン、コピー機、金庫、テレビ、ルームエアコン、太陽光発電設備（屋根材一体型のものを除く。）など
小売業	陳列ケース、陳列台、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	厨房設備、食卓、カウンター、椅子、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器、カラオケセット、テレビ、自動販売機など
医業・歯科医業	各種医療機器（レントゲン機器、ベッド、手術台、心電計、消毒殺菌器、調剤機器、CTスキャン、MRI装置、ファイバースコープ、光学検査機器、歯科診療ユニット等）、待合室用椅子、薬品戸棚、給食用厨房設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器、消毒殺菌器、サインポールなど
学習塾	看板、内装、パソコン、ホワイトボード、机、椅子、紙折機、防犯カメラなど
金属加工業	旋盤、ボール盤、プレス機、フライス盤、金型、溶接機、コンプレッサー、洗浄給水設備、測定工具、検査工具など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ポンプ、発電機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、洗車機など
自動車整備業	プレス機、溶接機、充電器、コンプレッサー、リフト、洗浄機、検査工具など
駐車場業	舗装路面、塀、フェンス、照明設備、機械式駐車設備、料金精算機など
不動産賃貸業 （賃貸アパート、賃貸マンション、貸しビル）	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、自転車置場、外灯、ごみ置場、ルームエアコン、広告設備、太陽光発電設備など
再生可能エネルギー 発電事業	太陽光発電設備（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナーなど）、フェンスなど

○償却資産と家屋の区分の一般的な例示

◎は、申告が必要な資産です。(○は、家屋になります。)

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式 (洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (ダムウェーター) 等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切 (衝立)、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式 (門・塀・緑化施設等)		◎		◎